



自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生

令和6 (2024) 年

広報

ひらお

4 月号

No.1344

桜の開花までもう少し

3月30日 / 大野お花見会
(大野地域交流センターグラウンド)
※詳細は19ページに掲載

主な内容

- 2-5 令和6年度平生町の予算
- 6-7 『lo・amo・ひらお』定住プロジェクト
- 8-11 令和6年度がん検診・健診等のお知らせ



令和6年度 平生町の 予算

一般会計
歳入歳出総額
60億3,600万円

第五次平生町総合計画の4年目を迎え、将来像である「自然豊かな活気あふれる幸せのまち 平生」の実現に向けて、計画に位置付けた基本目標の施策を着実に推進していきます。

総合計画の基本目標を踏まえ、子ども・子育て施策の推進、地域資源を活用した地域ブランド戦略を重点施策事業と位置づけ、予算編成を行いました。

一般会計の主な特徴

一般会計の予算規模は、60億3,600万円の前年度と比較して2億3,300万円、4.0%増加しています。学校給食集約事業や自治体情報システム標準化事業の増額が増加の主な要因です。

歳入では、町税は個人町民税および固定資産税の減額により、前年度と比較して全体で約3,000万円、0.2%の減少を見込んでいます。

また、臨時的な投資的経費および地域が抱える多様なニーズや諸課題の解決に向け

た財政需要に対応するため、財政基金から2億8,839万7千円を繰入れることとしています。

主な事業として、子ども・子育て施策の推進では、令和6年9月から保育所等を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化する「第2子以降保育料無償化事業」を実施するほか、子育てに不安や負担を抱える家庭への支援や産後ケア事業として訪問支援を行うなど、子育て支援体制の充実を図ります。地域資源を活用した地域ブランド戦略では、引き続きイタリアをテーマとしたまちづくり「イタリアノひらお」の推進を図るため、研究を進めてきたオリブの特産品の試作やシティブロモーション事業による関係人口創出に向けた取組みを拡充します。

また、防災、DX、脱炭素、物価高騰対策など、変化と課題に対応するためのさまざまな事業を展開します。

特別会計の主な特徴

国民健康保険事業では保険給付費が減少、介護保険事業、後期高齢者医療事業ではそれぞれ保険給付費、医療給付費が増加する見込みです。

特別会計全体では、前年度と比較して2,01万9千円減少し、一般会計からの繰入金金は15,17万8千円増加しています。

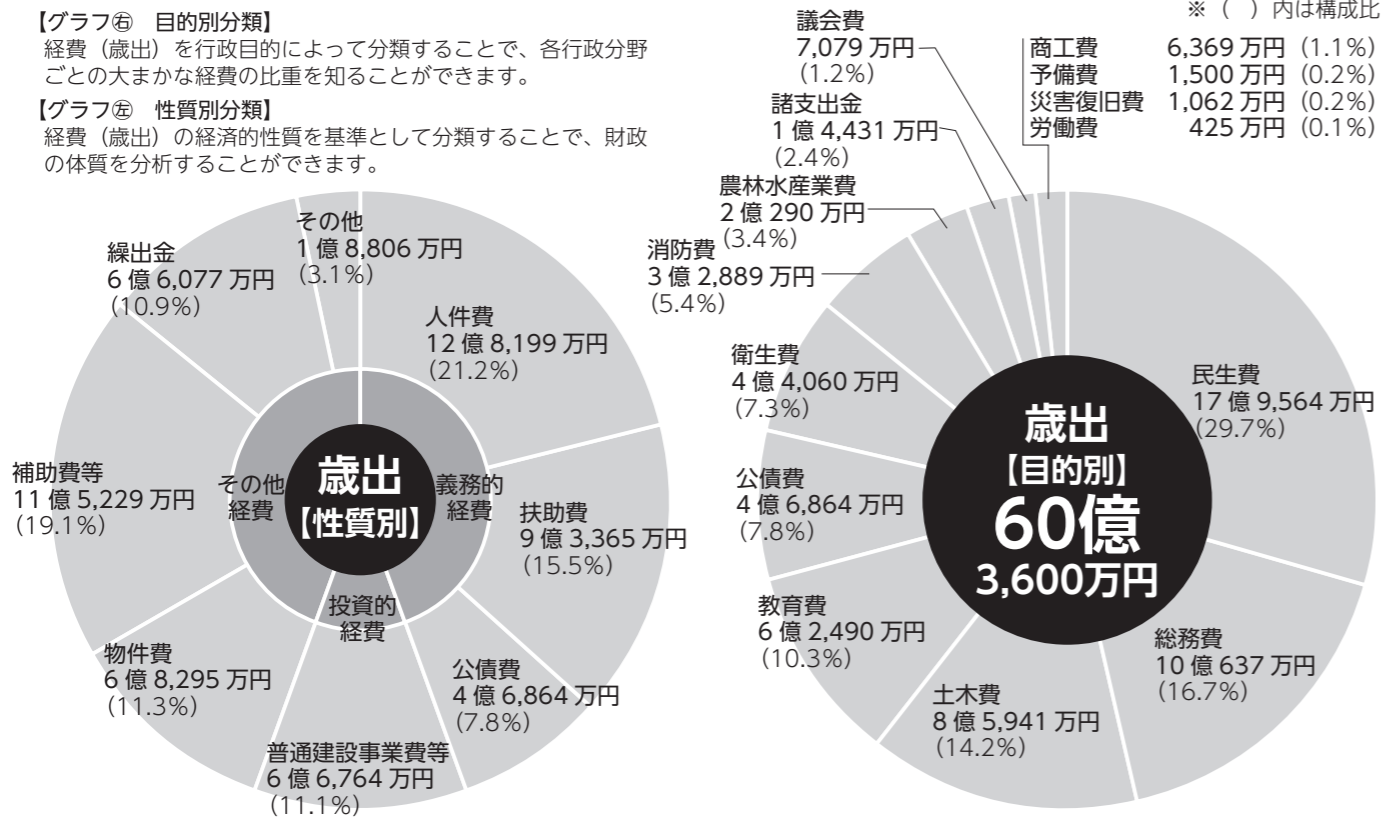
企業会計の主な特徴

下水道事業会計の予算規模は、11億4,715万円の前年度と比較して1,333万円減少し、一般会計からの繰入金金は1,604万3千円減少しています。

一般会計歳出

【グラフ④ 目的別分類】
経費（歳出）を行政目的によって分類することで、各行政分野ごとの大まかな経費の比重を知ることができます。

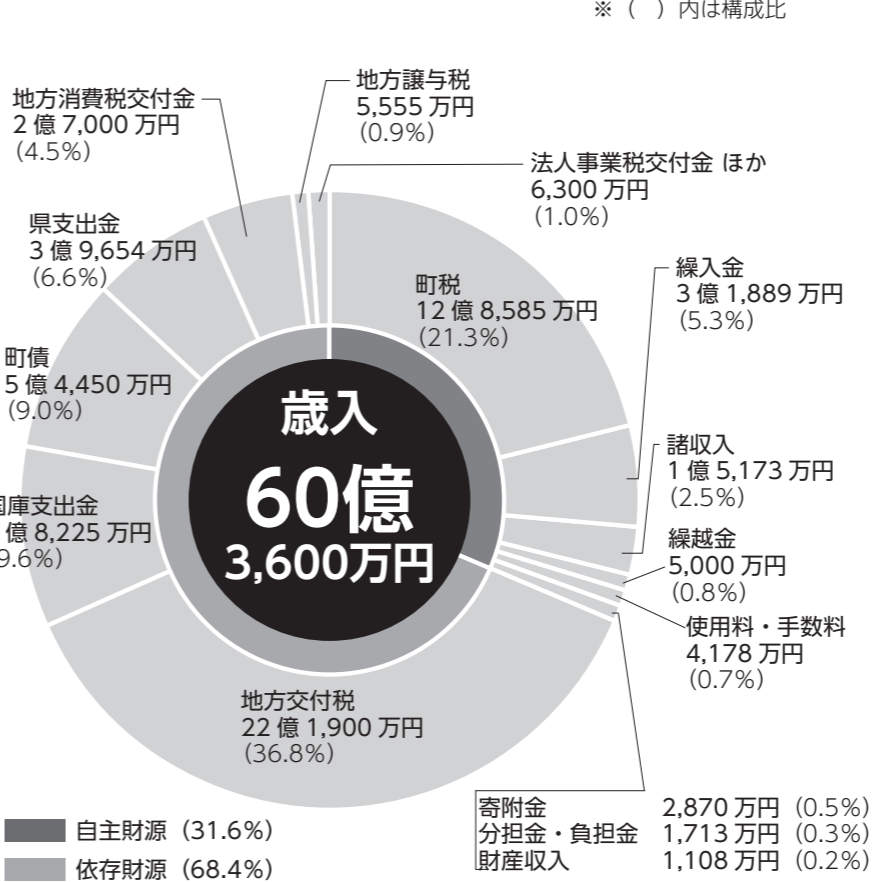
【グラフ⑤ 性質別分類】
経費（歳出）の経済的性質を基準として分類することで、財政の体質を分析することができます。



一般会計歳入

【グラフ⑥ 目的別分類】
歳入（歳入）を行政目的によって分類することで、各行政分野ごとの大まかな歳入の比重を知ることができます。

【グラフ⑦ 性質別分類】
歳入（歳入）の経済的性質を基準として分類することで、財政の体質を分析することができます。



用語解説

歳入
【町税】町民税や固定資産税などの税金
【繰入金】町の貯金（基金）を取り崩して使うお金
【諸収入】延滞金やその他諸々のお金
【地方交付税】使い道について制限を受けない国が交付するお金
【国庫支出金・県支出金】特定の事業に充てるために国や県から交付されるお金
【町債】資金調達のための借入金
【地方消費税交付金】消費税のうち、地方税である税収分として町に配分されるお金

歳出（目的別）
【民生費】高齢者や障がい者、児童などの福祉向上
【総務費】総務企画、財政、町税の賦課徴収、戸籍事務、選挙事務など
【土木費】道路、公園、河川の整備など
【教育費】小中学校の管理運営、生涯学習など
【公債費】借り入れた町債の返済
【衛生費】保健衛生、環境保全、ごみ処理など
【消防費】消防、防災対策など
【農林水産業費】農林水産業の振興、土地改良など
【議会費】議会運営
【商工費】商工業の振興、観光など
【労働費】労働者の福祉向上など

歳出（性質別）
【人件費】職員の給料や手当、議員の報酬など
【扶助費】福祉や医療に関する障がい者の支援、児童手当など
【普通建設事業費等】道路や公園、学校、保育園の建設および災害復旧など
【物件費】旅費や消耗品費、光熱水費、施設管理の委託料など
【補助費等】各種団体に対する補助金や企業会計・一部事務組合への負担金など
【繰入金】一般会計から特別会計への支出金

④記事内の金額は1万円未満を端数処理しているため、各図表における構成比の内訳と合計などが一致しないことがあります。

1 魅力と活気あふれるまちづくり

【産業・観光・移住定住】

オリーブ特産品開発事業
 予算額 47.9万円
 オリーブの特産品の試作を行います。



丸山海浜パーク環境整備事業
 予算額 750万円
 丸山海浜パーク海浜地の整備を行います。



サテライトオフィス誘致推進事業
 予算額 1,120万円
 町内でサテライトオフィスを開設する事業者に対し、補助金を交付します。

地域おこし協力隊員（PR活動）
 予算額 520万円
 都市地域から本町に生活拠点を移した人を地域おこし協力隊員として町が委嘱し、平生町をPRし地域活性化に向けた活動を行います。

2 ひとが輝くまちづくり

【子育て・教育】

第2子以降保育料無償化事業
 予算額 665万円
 令和6年9月から、保育所等を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を所得制限等を設けずに無償化し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。



新生児聴覚検査事業
 予算額 28.3万円
 聴覚障害の早期発見、早期療育のための検査を実施します。

児童手当支給事業
 予算額 1億5,810万円
 家庭等における生活の安定と、次代を担うこどもの健やかな成長のために児童手当を支給します。
 令和6年10月から所得制限の撤廃、対象を高校生年代まで拡充、第3子以降を3万円に増額します。



妊婦支援事業（遠方分娩）
 予算額 13万円
 遠方の分娩取扱施設で出産が必要な妊婦に交通費、宿泊費を助成します。

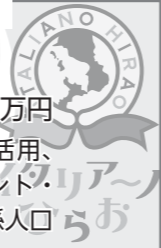


学校給食集約化事業（平生小中給食室改修設計および事業負担金）
 予算額 1億8,238.1万円
 令和7年9月から平生小および平生中の学校給食調理業務を田布施町に委託することに伴い、配送される給食を受け入れるための平生小・平生中の給食室の改修（設計）および田布施町学校給食センターの整備（負担金）を行います。



イタリアーノひらお シティプロモーション事業

関係人口創出事業
 予算額 608万円
 平生町のまちの魅力を発信するため、SNSの活用、プロモーションビデオの作成、オンラインイベント・メルカートの開催やツアーの実施等により、関係人口の創出を図ります。



アートプロジェクト
 予算額 77.7万円
 「イタリアーノひらお」の一環として、アート活動による地域活性化を図る取組みを行います。



イタリアーノひらお PR 事業
 予算額 250万円
 イタリアーノひらお事業を更に広く町内外に周知するため、紙媒体への掲載に加え、ネット配信サービスを行います。

令和6年度予算 主な事業

3 生涯安心なまちづくり

【福祉・医療・健康】

災害時避難行動要支援者等情報伝達事業
 予算額 39.5万円
 SMS サービスを活用して災害時要支援者および地域支援者等へ防災情報を迅速に伝達し、安全の確保につなげます。

4 安全で快適に暮らせるまちづくり

【防災・防犯・環境・都市基盤】

消防団活動支援用ドローン整備
 予算額 195.8万円
 消防団にドローンを配備し、災害時における状況把握や情報収集を上空から効率的に行うことで被害の軽減につなげます。

国道188号整備に伴う側道予備設計
 予算額 1,000万円
 国道整備後の沿線について、国道への出入りに極力支障がないよう側道を計画する業務を委託します。

5 未来へつなぐまちづくり

【行財政・協働】

行政情報化推進事業（POSレジシステム導入事業）
 予算額 608.4万円
 収納を扱う窓口に、キャッシュレス決済の機能を持つセミセルフ型のPOSレジ（収入情報を記録・集計するレジスター）を導入することで住民の利便性の向上を図ります。

公式ホームページ活用事業
 予算額 195.8万円
 利用者の利便性の向上と電子申請の利用促進のため、ホームページに全ての手続きを網羅した検索・誘導サービスを構築します。

自治会活動費交付金（物価高騰支援分）
 予算額 363万円
 急激な物価高騰に対応するため、自治会運営が安定的・継続的に行える環境を整え、住民の主體的な活動の活性化を目的として、臨時的に交付金を交付します。

災害時地域福祉支援体制整備事業
 予算額 200万円
 地域住民に対して平常時からのボランティア精神、共助意識の醸成を図るため、情報発信および啓発を行い、災害ボランティア活動の推進に係る人材育成に取り組みます。

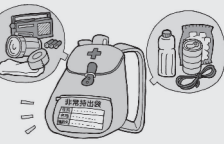


認知症高齢者等見守り事業
 予算額 18万円
 認知症の高齢者を見守るため、見守りタグを貸与し、スマホアプリを利用した徘徊SOSネットワークの構築を図ります。また、GPSサービスの利用に要する経費を助成し、見守り体制の充実を図ります。

電気自動車購入促進事業
 予算額 200万円
 走行時にCO₂が出ない電気自動車の購入に補助金を交付し、その普及促進と家庭での地球温暖化防止への取り組みを応援します。



防災備蓄品整備
 予算額 280.9万円
 災害に備え、非常用飲料水袋および非常食、避難所での間仕切り用パーテーションテント、災害用ラップ式トイレを計画的に備蓄し、被災者の安全・安心を確保します。



主な建設事業



事業名	金額
道路橋梁補修事業	9,844 万円
漁港海岸保全施設整備事業	5,250 万円
町営住宅改修事業	4,500 万円
大内川総合流域防災事業（県負担金）	3,313 万円
地域交流センター整備事業	2,640 万円
小・中学校施設整備事業	2,550 万円
単独町道改良事業	2,189 万円
単独河川改修事業	2,100 万円
単独土地改良事業	2,000 万円
保健センター改修事業	1,250 万円
下水道事業（企業会計）	1 億 4,320 万円

『Io・amo・ひらお』定住プロジェクト

『アイ・ラブ・ひらお』定住プロジェクトは、イタリアーノひらおにちなんで、イタリア語で『Io・amo・ひらお（ひらおを愛する）』定住プロジェクトに改称します。

マイホーム取得で20万円（佐賀地区は50万円）を補助！三世代同居・隣居の場合は50万円！さらにUターンした世帯（※）には10万円を加算！※補助要件を満たしている必要があります。

若者定住促進住宅事業

町内に定住を希望する若者世帯および三世代で同居・隣居を希望する人のマイホーム取得に対して、補助金を交付します。

対象世帯の要件

- ①夫婦いずれか、もしくは子と同居、扶養しているひとり親世帯の親が、マイホーム引渡し時に、40歳以下であること（三世代同居・隣居は除く）
- ②町内にマイホームを取得し、居住または三世代で同居・隣居すること
- ③住民登録を行い、永住または10年以上マイホームに居住する意思があること
- ④入居者が暴力団員等でないこと
- ⑤市町村税を滞納していないこと

対象住宅

- ①令和6年4月1日以降に引渡しを受けたもの
 - ②居住を目的とし、玄関、居室、便所、台所、風呂を備えていること
 - ③マイホーム取得に要した費用が50万円以上であること
- 申込みについて**
マイホーム建設・購入・リフォームの契約を締結した後から申し込みでき、補助金は居住を開始し、実績報告後に交付します。【予算の範囲内で助成】

補助金の額（①と②をあわせて申請することはできません）

①若者世帯（夫婦と子からなる世帯、夫婦のみの世帯またはひとり親世帯）が単独でマイホームを取得する場合

マイホームの取得（新築、建売住宅、中古住宅の購入）	20万円（佐賀地区の場合：50万円）	
世帯の子 ※町外からの転入世帯のみ	中学校就学前の1人目	5万円（佐賀地区の場合：10万円）
	2人目以降（1人につき）	10万円（佐賀地区の場合：20万円）
軽自動車（住所変更・新規登録）※町外からの転入世帯のみ	1台につき2万円	
町内に親世帯が居住している場合（Uターン）※町外からの転入世帯のみ	10万円	

②三世代で同居・隣居する場合

マイホームの取得（新築、建売住宅、中古住宅の購入、既存住宅のリフォーム）	50万円
--------------------------------------	------

新婚生活を平生町でスタートさせると最大30万円を補助します！

さらに夫婦いずれも30歳未満の新婚夫婦には、最大60万円を補助します！

結婚新生活応援事業

町内への定住促進と将来的な少子化の解消を図るため、新婚世帯の住宅取得や賃借または引っ越しの際に要した費用の一部を補助します。

主な対象要件

- 補助金交付後、3年以上平生町に定住する意思があり、次の要件を満たす新婚夫婦
- ①令和6年3月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦で、受理日における年齢が夫婦いずれも39歳以下であること
 - ②夫婦いずれも申請時に取得または賃借した町内の住宅に居住し、本町の住民基本台帳に記載されていること
 - ③最新の所得証明書による夫婦の総所得金額の合計が500万円未満であること
 - ④夫婦いずれも町税などの滞納がないこと
 - ⑤夫婦いずれも過去に本町および他の自治体で、この事業の補助を受けていないこと

補助金の額

- 【30～39歳の夫婦】1夫婦につき最大30万円
- 【30歳未満の夫婦】1夫婦につき最大60万円
- ※いずれも予算の範囲内で助成

補助対象経費

- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに要した次の費用を補助します。
- ①新たに住宅を取得（新築・建売・中古）した際に要した費用
 - ②新たに住宅をリフォーム（建売、中古）した際に要した費用
 - ③新たに住宅を賃借した際に要した費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
 - ④夫婦が暮らす住宅へ引っ越しの際に要した費用（引っ越し業者や運送業者に支払った費用）

平生町は、若年層を中心に定住促進を図る“『Io amo ひらお』定住プロジェクト”を積極的に推進します！！

空き家を利活用して移住者を増やそう！

空家バンク事業

町内の利活用可能な空き家を、不動産関係団体と連携して、町外からUJIターンを希望する人に紹介し、定住促進を図る目的で実施している事業です。

売買もしくは賃貸可能な空き家をお持ちの人は、ぜひ空家バンクに登録をお願いします。
※随時、登録を受け付けています。

空き家をきれいにする費用を補助します！

空家リフォーム助成事業

空き家の利活用を促進するために「空家バンク」に登録した空き家のリフォームや家具などの不要物の撤去費用の一部を助成します。（町内業者が施工するものに限り）

※空家バンク登録後、リフォームを行う前に、申込みが必要です。

補助金の額【予算の範囲内で助成】

リフォーム費用	対象費用の2分の1	上限30万円
		新規就農・漁業者の場合：上限40万円
不要物の撤去費用	対象費用の全額	上限10万円
		新規就農・漁業者の場合：上限20万円

子育て世帯を応援

住宅ローン【フラット35】子育てプラスが新登場

子育て世帯や若年夫婦世帯の住宅取得による経済的負担の軽減や空家の利活用を促進するため、次の要件を満たす場合、住宅ローン【フラット35】の金利が優遇（当初5年間の金利を0.5%引き下げ）されます。

また、令和6年2月13日以降の資金受取分から、新しいポイント制度の導入により子どもの人数等に応じて金利の引き下げ幅が最大年1.0%に拡充される【フラット35】子育てプラス（※）が新設されました。

事業名	要件
地域連携型【子育て世帯または若年夫婦世帯】	<ul style="list-style-type: none"> 三世代同居・隣居であること、または、夫婦いずれかが40歳以下であること。 居住実態調査に協力できること。
地域連携型【空家バンク制度利用世帯】	<ul style="list-style-type: none"> 平生町空家バンク登録物件のリフォームであること。 居住実態調査に協力できること。

※【フラット35】子育てプラス

- ・申込時に子どもを有しており、申込年度の4月1日において当該子どもの年齢が18歳未満である世帯
- ・申込時に夫婦であり、申込年度の4月1日において夫婦のいずれかの年齢が40歳未満である世帯
- ・資金受取時までに家族の状況に変化があった場合は子どもの追加等の申込内容変更が可能

【フラット35】子育てプラスの詳細はこちらから▶



手続に必要な書類など詳しい内容については、お問い合わせまたは町ホームページをご覧ください。

圃町役場地域振興課 ☎0820-56-7120

【町ホームページ】 <http://www.town.hirao.lg.jp/>（各種様式等ダウンロード可）

受診の方法

① 町保健センターへ申込み

●いずれかの方法で、申し込んでください。

- ◇郵送 〒742-1102
平生町大字平生村178
平生町保健センター
- ◇電話
町保健センター ☎56-7141
- ◇申込書を持参
佐賀出張所

★集団検診の申込受付期間

夏季実施分：5月31日迄まで

秋季実施分：8月1日(日)～9月30日(日)

◇メール

hoken@town.hirao.lg.jp
(町健康保険課保健班)
※件名を「令和6年度がん検診申込」として
ください。
※本文に受診される人の「氏名」「フリガナ」
「生年月日」「住所」「電話番号」「受診を希望
する検(健)診名および集団検診または個別
検診の別」を入力してください。

◇町ホームページ

<https://www.town.hirao.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/kenshin/2346.html>



切り取り線

② 受診

●集団検診・健診

◇実施日時および場所

	日程	時間	場所
夏季	7月6日(日)	8:30～11:30	平生まち・むら地域交流センター
	7月8日(月)		
秋季	10月31日(日)	8:30～11:30	平生まち・むら地域交流センター
	11月1日(金)		

●個別検診・健診

◇実施期間および場所

期間	場所
4月1日(日)～令和7年3月31日(日)	指定医療機関

受診できる個別医療機関は
11ページをご確認ください

●受診票(券)発送時期

◇がん検診等受診票

【集団検診】 検診日の1週間前に送付します。

【個別検診】 申込受付後、随時送付します。(子宮頸がん、乳がん、前立腺がん、肝炎ウイルス検診)

◇国民健康保険特定健康診査・後期高齢者医療制度健康診査・協会けんぽ被扶養者の特定健康診査の受診券

【集団健診・個別健診】 ※個別健診については、町保健センターへの申込みは不要です。

- ・国民健康保険特定健康診査：5月中旬送付予定
- ・後期高齢者医療制度健康診査：5月中旬送付予定
- ・協会けんぽ被扶養者の特定健康診査：4月上旬送付予定

③ 結果通知

令和6年度 がん検診・健診 等のお知らせ

[8～11ページ]

「自覚症状がないから」「前に受けたときは異常がなかったから」で検診を延期していませんか？
定期的な受診により自覚症状が出る前の初期のがんを発見することで早期治療につながります。

実施する検診・健診および対象年齢等

	検診・健診名	個別	集団	対象年齢(令和6年4月1日時点の年齢)				内容
				18～19歳	20～39歳	40～74歳	75歳以上	
全町民	がん検診	子宮頸がん検診 ※1	2,200円	1,100円		—	—	子宮頸部検査
		乳がん検診 ※1	2,500円	1,300円		★	—	X線検査
		前立腺がん検診(50歳から)	1,000円	500円			50歳から	血液検査(PSA)
		胃がん検診	-	1,600円			—	X線検査(バリウム)
		肺がん・結核検診 (喀痰細胞診検査) ※2	-	400円 (600円)			—	X線検査 (喀痰細胞診検査)
		大腸がん検診	-	300円			—	便潜血反応検査
	若者健診(38歳まで)	-	1,700円			—	38歳まで	血液検査
特定健康診査(国保加入者)	無料	無料			—		問診、診察、計測、 血液検査、 尿検査など	
健康診査(後期高齢者医療加入者)	500円	500円			—			
健康診査(生活保護受給者)	無料	無料			—			
特定健康診査(協会けんぽ被扶養者)	各医療機関による	無料			—			
歯科健診(国保加入者) ※4	無料	無料			—		歯科健診	

子宮頸がん検診の集団検診は7月6日(日)、10月31日(日)のみ実施します。

国保歯科健診の集団健診は10月31日(日)のみ実施します。

※1 令和5年度中に町が実施した検診を受けていないこと(隔年受診を推奨)

※2 集団検診当日に実施する問診の結果、喀痰細胞診検査の対象となった場合、受診することができます。(50歳以上)

※3 過去に一度も検査を受けたことがない人が対象です

※4 平生町の国保加入者であり、他の検(健)診と同時に受ける場合のみ選択できます

★ 4月1日時点の年齢が40歳の人には、4月下旬に無料クーポンを送付します。受診医療機関にお持ちください。
(対象者：昭和58年4月2日～昭和59年4月1日生まれ)

検診名	注意事項
胃がん検診	検査前日、当日は飲食の制限があります。 【申込みできない人】 ・胃または十二指腸の病気の治療中または経過観察中の人 ・妊娠中または妊娠の可能性のある人 ・バリウム製剤に対し、過敏症の既往歴がある人または飲み込みが困難な人 ・自力で立位を保持することや撮影台の手すりを自分でつかむことが困難な人 ・除細動装置等を装着中の人
大腸がん検診	【申込みできない人】 大腸の病気の治療中、または経過観察中の人
肺がん・結核検診	・肺がん検診のうち65歳以上の人は、結核検診が含まれます。 ※感染予防法により受診する義務があります。 ・喀痰細胞診検査の対象は、タバコを吸っている(吸った)年数×1日の平均本数=600以上の人 【申込みできない人】 妊娠中または妊娠の可能性のある人
乳がん検診	【申込みできない人】 心臓ペースメーカー装着中の人、豊胸手術後の人、妊娠中または妊娠の可能性のある人、授乳中の人および断乳後1年未満の人
子宮頸がん検診	月経期間中は避けましょう。

国民健康保険特定健康診査、後期高齢者医療制度健康診査および協会けんぽ被扶養者の特定健康診査は、個別に届く案内をご覧ください。

個別検診・健診等実施医療機関一覧表

各検診・健診を受診できる医療機関に
○印または●印がついています。(●印は要予約)

医療機関名	検診・健診名	電話番号	乳がん	子宮頸がん	前立腺がん	肝炎	生活保護健康診査
平生町	向井医院	0820-56-2106			●	●	●
	おきの内科 糖尿病クリニック	0820-56-7733			●	●	●
	平生クリニックセンター	0820-56-2000	●		●	●	●
	光輝病院	0820-58-1111 【2日前までに要予約】			●	●	●
	みつおかクリニック	0820-58-5010 【受診の受付時間】 午前 8:00～10:30 午後 14:30～15:30 困、土は午前のみ			○	○	○
	たけの子クリニック	0820-25-3341			●		●
柳井市	優クリニック	0820-22-0317		○			
	周東総合病院	0820-22-3456 【予約電話の受付時間】 月～金 13:00～16:00	●	●			
光市	梅田病院	0833-71-0084		○			
	みちがみ病院	0833-72-3332		○			
	光市立大和総合病院	0820-48-2111 【予約電話の受付時間】 月～金 13:00～17:00	●	●			
	光市立光総合病院	0833-72-1000	●				
	光中央病院	0833-72-3939	●				
	兼清外科	0833-71-0800	●				

※国民健康保険特定健康診査、後期高齢者医療制度健康診査、協会けんぽ被扶養者の特定健康診査の実施医療機関は、個別に届く案内をご覧ください。
※周東総合病院と光市立大和総合病院の個別検診実施期間は4月中旬～令和7年3月中旬です。
※令和6年度の子宮頸がん検診、乳がん検診の個別検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診は、町保健センターへ申込受付後、受診票を送付します。(医療機関での受診票の備え付けは行いません)

「個人情報について」

・検診結果を治療目的のために医療機関等において利用することに同意の上、受診してください。
・検診結果により、必要に応じて町保健センターから精密検査の受診勧奨等を行う場合があります。
また、検査結果については、匿名化した上で町の検(健)診統計への活用や、国への検(健)診結果報告として提出しますのでご了承ください。

令和6年度がん検診等申込書

申込期限【集団検診】夏季実施：5月31日迄まで 【個別検診】随時

住所 平生町大字 (自治会)	記入日 令和 年 月 日 電話番号 - -
-------------------	--------------------------

フリガナ 氏名	性別	【集団検診】 受診希望日時 (秋季実施分については8月1日から受付を行います)	胃	大腸	結核・肺	乳	子宮	前立腺	肝炎	若者健診	国民健康保険特定健康診査	後期高齢者健康診査	協会けんぽ被扶養者特定健康診査
記入例													
ヒラオ ハナコ	男・女	7月 8時台	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
平生 花子		6日 9時台											
大正・昭和・平成 30年12月30日		8日 10時台 11時台											
	男・女	7月 8時台	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大正・昭和・平成 年 月 日		6日 9時台 8日 10時台 11時台											
	男・女	7月 8時台	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大正・昭和・平成 年 月 日		6日 9時台 8日 10時台 11時台											
	男・女	7月 8時台	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大正・昭和・平成 年 月 日		6日 9時台 8日 10時台 11時台											

切り取り線

※子宮頸がん検診の集団検診は7月6日、10月31日のみ実施します。
※集団検診の場合、検診時間を30分単位でご案内します。
時間の指定は可能ですが、受付人数に限りがありますので早めにお申し込みください。
※生活保護世帯の人は、「医療依頼証」を提示することにより各種検診等の自己負担額が全額免除されます。
受診を希望される場合は、事前に町保健センターへご連絡ください。
※荒天等の影響により変更になることがあります。変更内容については、広報、お知らせ版、町ホームページでお知らせしますのでご確認ください。

がん検診、若者健診、生活保護健康診査について
町保健センター ☎56-7141

国民健康保険特定健康診査・後期高齢者医療制度健康診査について
町役場健康保険課 保険年金班 ☎56-7115

協会けんぽ被扶養者の特定健康診査について
全国健康保険協会山口支部保健グループ ☎083-974-1501

平生町税等公金 納期一覧表【令和6年度】

◆町税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 納期限

納期限	5/31 金	7/1 月	7/31 水	9/2 月	9/30 月	10/31 水	12/2 月	12/27 金	1/31 金	2/28 金
税目等										
町県民税		第1期		第2期		第3期			第4期	
固定資産税	第1期		第2期					第3期		第4期
軽自動車税 (種別割)	全期									
国民健康保険税			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
介護保険料 (65歳以上の方)			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
後期高齢者医療保険料			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期

【町税についてのお問い合わせ先】 町役場税務課 ☎56-7114

【介護保険料・後期高齢者医療保険料についてのお問い合わせ先】 町役場健康保険課 ☎56-7115

◆保育料・住宅使用料 納期限

月分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期限	4/30 火	5/31 金	7/1 月	7/31 水	9/2 月	9/30 月	10/31 水	12/2 月	1/6 月	1/31 金	2/28 金	3/31 月

【保育料についてのお問い合わせ先】 町役場町民福祉課 ☎56-7113

【住宅使用料についてのお問い合わせ先】 町役場建設課 ☎56-7118

納付には、便利で確実な口座振替をおすすめします！

☆申込方法

『口座振替依頼書』に必要事項を記入の上、振替を希望される金融機関に提出してください。

【申込時にご準備いただくもの】

- ・通帳
- ・口座届出印

※『口座振替依頼書』は、役場窓口または取扱金融機関に備えています。

【口座振替取扱金融機関】

- 山口銀行
- 東山口信用金庫
- 山口県農業協同組合
- 西京銀行
- 中国労働金庫
- ゆうちょ銀行

令和6年度から督促手数料を廃止します

平生町税賦課徴収条例等の一部改正により、令和6年度以降に発生する町税および税外諸収入金の督促手数料(100円)を廃止します。

ただし、督促状は4月1日以降も引き続き送付します。

なお、令和5年度以前に発生した督促手数料については、従前どおり納付が必要です。

【督促手数料を廃止する町税等】

- 町県民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料・下水道事業受益者負担金・漁業集落排水事業分担金

※納期限を過ぎて納付した場合、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて延滞金が加算されますので、ご注意ください。

☎町役場税務課 ☎56-7114

令和6年6月から水道料金を改定させていただきます ～皆様のご理解をお願いします～

田布施・平生水道企業団は、昭和43年に給水を開始して以来、安定的に良質な水を供給できるように努力してまいりました。

しかし、恒常的な水不足は解消されたものの、人口減少による水需要の減、浄水場建設などに要した経費や柳井地域広域水道企業団からの受水費、さらには電気料金や物価の高騰などにより、水道企業団の財政は大変厳しいものとなっています。こうした中、水道企業団では、県や田布施町、平生町からも料金対策にかかる補助金を受けるとともに、人件費の削減など管理・運営面でも、できる限りの合理化・効率化を進め、平成25年6月の料金改定以降、11年間料金を据え置いてまいりましたが、今回、これらの状況を踏まえ、水道料金を令和6年6月から下記のとおり改定させていただくことになりました。

今後とも一層の経費の削減・効率化に努めてまいりますので、何卒、皆様の深いご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
田布施・平生水道企業団 ☎52-2400

【料金の改定内容】基本料金および従量料金を一律9.2%の値上げ(平均改定率8.03%)

料金改定について(1カ月あたり：消費税込)

メーター口径	基本料金		1mあたりの従量料金(5,000m未満) (現行→改定後)
	水量	料金(現行→改定後)	
13～25mm	8mまで	1,584.0円 → 1,729.2円	253.0円 → 276.1円
40～150mm	20mまで	4,400.0円 → 4,804.8円	220.0円 → 239.8円

※5,000mを超える場合の従量料金、臨時用や各メーター使用料については従来どおりです。

料金の計算例(合計額の円未満の端数は切り捨て)

1)メーター口径13mm、1カ月10m使用した場合

	現行	改定後
基本料金(8m)	1,584円	1,729.2円
従量料金(2m)	506円	552.2円
メーター使用料	88円	88円
合計	2,178円	2,369円

2)メーター口径13mm、1カ月20m使用した場合

	現行	改定後
基本料金(8m)	1,584円	1,729.2円
従量料金(12m)	3,036円	3,313.2円
メーター使用料	88円	88円
合計	4,708円	5,130円

新しい水道料金は8・9月分(9月検針、10月請求分)から適用になります。

ただし、毎月検針分は7月分(7月検針、8月請求分)から適用になります。

下水道使用料および漁業集落排水施設使用料については、これまでと変わりません。

令和6年度から「町県民税」および「国民健康保険税」の納付方法が拡充されます

令和6年度から「町県民税」および「国民健康保険税」の納付書に印字される「地方税統一QRコード」または「eL番号」を利用すると、スマートフォンやパソコンを使って自宅から納付することができるようになります。

また、金融機関の窓口で納付する場合も、従来の金融機関に加え、全国の「地方税統一QRコード」対応金融機関で納付が可能になります。
☎町役場税務課 ☎56-7114

対象税目 町県民税・国民健康保険税

※固定資産税、軽自動車税(種別割)については、令和5年度から「地方税統一QRコード」が印字された納付書を発行しています。

追加される納付方法

- ・「地方税統一QRコード」または「eL番号」を利用してスマートフォンやパソコンを使用した納付
- ・全国の「地方税統一QRコード」対応金融機関の窓口での納付

「町県民税」および「国民健康保険税」の令和6年度納税通知書に、拡充された納付方法に関するチラシを同封します。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

※納税通知書発送予定時期 町県民税：6月上旬 国民健康保険税：7月上旬

健康保険の医療費の適正化にご協力ください

医療費は、皆様に納付いただく保険料、自己負担および税金などで賄われています。

医療の高度化や被保険者の高齢化などの理由から、医療費は増加傾向にあります。医療費が増えることで医療保険財政が圧迫されると、保険料の増額にもつながります。

加入者一人ひとりの適正な受診により、医療費を削減することが出来ますので、下記をご確認いただき、健康保険の医療費の適正化にご協力をお願いいたします。

重複・頻回受診は避けましょう

同じ病気で繰り返し医療機関を受診することにより、医療費がかさむ上に身体に負担がかかります。まずは「かかりつけ医」に相談し、必要に応じて専門医を紹介してもらいましょう。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック（後発）医薬品は先発医薬品と同等の効果である上、先発医薬品より安価に提供されています。主治医や薬剤師と相談の上、ジェネリック医薬品の利用もご検討ください。

繰り返し使える「リフィル処方せん」をご存じですか？

「リフィル処方せん」は症状が安定しており、通院は控えても良いと医師が判断した場合に、処方せんを一定期間反復利用（最大3回）できます。「リフィル処方せん」を使用している間は、ご自身の症状の変化があった際対応できるように、かかりつけ薬局を決めておくことをおすすめします。

年に一度は健康診査を受けましょう

病気を早期発見できれば、受診回数が少なくすみます。健康診査結果から生活習慣を見直し、健康管理に役立てましょう。

交通事故などによる傷病の治療に健康保険を使ったときは届出が必要です

交通事故など、第三者の行為による傷病で医療機関などにかかった場合、治療費は原則として第三者（加害者）が負担することになります。健康保険を使って治療した場合は、必ず届出をしてください。

接骨院・整骨院（柔道整復師）での施術は治療の場合に限り健康保険が適用されます

健康保険は治療を目的としたものであり、柔道整復師による施術は、健康保険の対象にならない場合があります。施術を受ける際には負傷の原因を正確に伝え、健康保険が適用されるか事前に確認しましょう。

健康保険の療養費は、加入者の保険料などから支払われています。医療費の適正な支出のため、次のことにご注意ください。

健康保険が使えるもの

- ▷ 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲、ねんざ（肉離れを含む）と診断または判断され、施術を受けたとき
- ▷ 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

健康保険が使えないもの

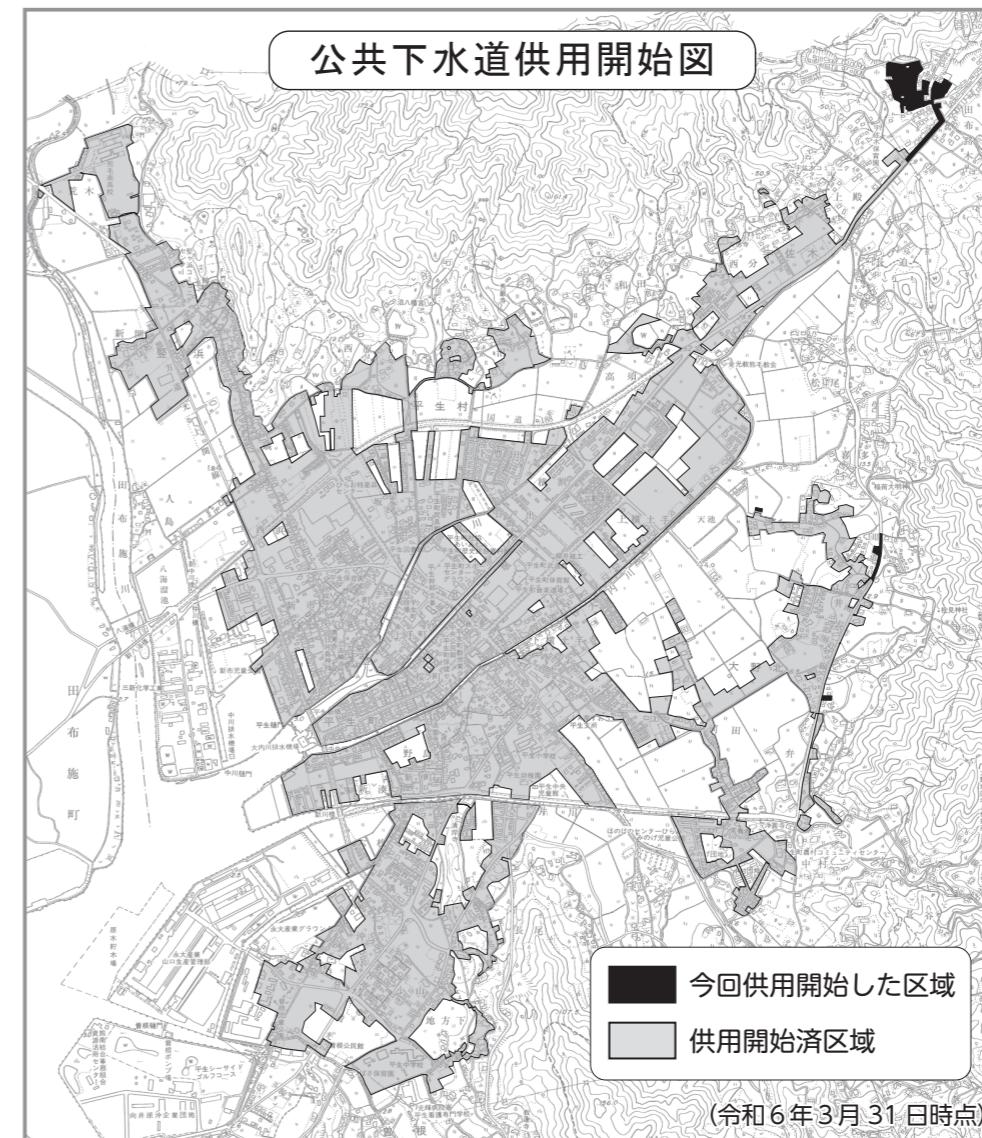
- ▷ 疲労性・慢性的な要因による肩こりや筋肉疲労
- ▷ 脳疾患後遺症などの慢性病や症状改善の見られない長期の施術
- ▷ 病院や診療所などで同じ負傷部位を治療中のもの
- ▷ 労災保険が適用される工作中や通勤途中での負傷

治療を受けるときの注意

- ▷ 柔道整復術療養費支給申請書の内容をよく確認して、署名してください。
- ▷ 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- ▷ 領収書は必ず保管し、保険者からの医療費通知で金額・日数などの確認をしてください。
- ▷ 保険者から治療内容について照会する場合があります。ご自身で回答できるよう、負傷部位・施術内容・施術日の記録、領収書などの保管をお願いします。

【国民健康保険・後期高齢者医療制度について】 岡町役場健康保険課 保険年金班 ☎56-7115

【その他健康保険について】 岡各健康保険の保険者



下水道の区域が拡大します

岡町役場建設課

☎(56)7118

次の区域について、下水道の供用が開始されましたのでお知らせします。これに伴い、新たな供用開始区域内にお住まいの人は、排水設備を設置することにより下水道を使うことができます。

排水設備の設置について

下水道を使用するには、排水設備（公共マスまでの宅地内の排水管やマスなど）を設置する必要があります。また、くみ取り便所は水洗便所に改造し、浄化槽による水洗便所は浄化槽を廃止して、下水道につながる必要があります。

これらは、下水道が使用できる区域になった日から3年以内に行っていただくことに

受益者負担金について

下水道は道路や公園など違い、限られた区域内の人しか利用できないため、その整備費用を税金だけでまかなうことは、税負担の公平を欠くこととなります。

そこで、公共下水道事業によって利益を受ける人（受益者）に、費用の一部を負担していただくこととなります。

◎負担金は一度限り

負担金は、供用開始区域内の人にかかりますが、毎年賦課されるものではなく、一度限りのものです。

◎申告制について

負担金は、間違いなく運用するために申告制になっ

なります。

なお、これらの工事は平生町排水設備指定工事に依頼して行ってください。

また、くみ取り便所の水洗化や浄化槽の廃止などの排水設備工事を対象とした「改造資金の融資あっせん制度」を設けています。融資を受けた場合は、工事を依頼する際に指定工事に伝えてください。

ています。対象となる人には申告書を送付しますので、内容を確認の上、期限までに申告してください。

◎受益者・金額・納付方法

区域内すべての土地が対象となりますが、地目や利用状況により徴収猶予や減免の措置があります。

負担金額は1㎡あたり400円で、土地の面積を乗じた金額となります。

負担金の納付については、5年間の分納で1年を4期に分けて計20回で納めていただきます（一括納付もできます）。また、第1期の納期は7月末日となります。



大人の予防接種について



成人用肺炎球菌ワクチン

接種対象：次のいずれかの要件に該当する方

- ① 65歳の方（66歳の誕生日の前日まで）
- ② 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、じん臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

令和6年4月1日から、成人用肺炎球菌ワクチンの定期予防接種対象者が変わりました。

【予診票について】

- ▷①の方には、65歳を迎えた翌月上旬に、町保健センターから予診票を送付します。これまでに成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種を1回でも受けたことがある方は、予診票を破棄してください。
- ▷②のうち、接種を希望される方は町保健センターへお問い合わせください。

【接種における注意事項】

- ▷令和5年度に65歳を迎えた方のうち、接種日時時点で65歳（66歳の誕生日の前日まで）の方は定期予防接種の対象となります。
- ▷令和5年度までは、対象の年度に成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けなかった場合、5年後に再度定期予防接種の対象者となっていました。令和6年度以降は65歳（66歳の誕生日の前日まで）で予防接種を受けなければ、今後定期予防接種の対象者にはなりません。
- ▷これまでに肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜（きょうまく）ポリサッカライド）の予防接種を1回でも受けたことのある方は定期予防接種の対象外となります。

新型コロナワクチン

現在、国において調整中ですが、令和6年秋から定期予防接種を実施する予定です。詳細が決まり次第、広報等でお知らせします。

予防接種手帳を活用しましょう

予防接種手帳は接種したワクチンの種類や回数などの記録を残すための手帳です。大切に保管をお願いします。また、予防接種を受けるときには、忘れずに医療機関に予防接種手帳（お子さん場合は母子健康手帳）を持参し、窓口へ提出してください。なお、予防接種手帳をお持ちでない方は、保健センターまたは佐賀地域交流センターで交付します。

育児学級に参加してみませんか

◆育児学級について

育児学級では、未就園児を対象に身体計測や育児相談を行っており、お子さんやお父さん、お母さんたちの交流の場となっています。育児学級への参加をご希望の方は、町保健センターへご連絡ください。

【場所】平生まち・むら地域交流センター

【日時】毎月 第1・第3金（令和6年度から開催曜日に変更となりました）

こんにちは保健師です 町保健センター ☎(56)7141

令和6年度からの定期予防接種について ～昨年度からの変更内容をお知らせします～



予防接種について、ご不明な点があれば、町保健センターにお問い合わせください。



子どもの予防接種について



5種混合ワクチン

接種対象：生後2カ月～90カ月（7歳6カ月）のお子さん

接種回数：4回

令和6年4月1日から「4種混合ワクチン」に「ヒブワクチン」の成分を加えた「5種混合ワクチン」の接種が開始されました。

「5種混合ワクチン」とは、ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブが1つになったワクチンです。

【接種における注意事項】

- ▷「4種混合ワクチン」と「ヒブワクチン」の予防接種をそれぞれ4回受けた方は、5種混合ワクチンの予防接種を受ける必要はありません。
- ▷「4種混合ワクチン」と「ヒブワクチン」の予防接種を開始した場合、引き続き「4種混合ワクチン」と「ヒブワクチン」の予防接種を受けてください。
(1回目の接種：4種混合ワクチンとヒブワクチン → 2～4回目の接種：4種混合ワクチンとヒブワクチン)

これから1回目の予防接種を受ける方へ

医療機関に予防接種の予約をする際に「5種混合ワクチン」または「4種混合ワクチンとヒブワクチン」のどちらの予防接種を受けるのか確認をしてください。

5種混合ワクチンの予防接種を受ける場合は「五種混合予防接種予診票」、4種混合ワクチンとヒブワクチンの予防接種を受ける場合は「四種混合予防接種予診票」と「Hib（ヒブ）ワクチン予防接種予診票」が必要です。予診票が必要な方は町保健センターへお問い合わせください。

小児用肺炎球菌ワクチン

接種対象：生後2カ月～60カ月（5歳）のお子さん

接種回数：4回

令和6年4月1日から、使用するワクチンがこれまでのワクチン（13価ワクチン）から新しいワクチン（15価ワクチン）に切り替わりました。

【接種における注意事項】

- ▷13価ワクチンの予防接種を4回受けた方は、15価ワクチンの予防接種を受ける必要はありません。
- ▷13価ワクチンで予防接種を開始した場合でも、15価ワクチンに切り替えて予防接種を受けることができます。

立志の集い

3月19日に平生中学校で「立志の集い」が行われました。この行事では、同校2年生の生徒一人ひとりがこれまで自分を支えてくれた保護者や地域の方、先生、友人に対し、これまでの感謝の気持ちを持ちつつ、今後自分自身がどうなりたいかについての「誓い」の発表や全員合唱がありました。

発表や合唱はどれも素晴らしいもので、生徒たちの成長を感じるひとときとなりました。



メルカート di ひらお

3月24日にマックスバリュ平生東店の通路および軒下で「メルカート di ひらお」が開催されました。

今回のメルカートでは、町内の有志で構成された「コレガレひらお」のみなさんが中心となって運営を行い、食べ処やハンドメイドの販売など8カ所の出店がありました。この日は悪天候でしたが、会場にはたくさんの方が訪れ、大いに賑わっていました。

※コレガレ…イタリア語でつながるという意味。



大野お花見会

3月30日に大野地域交流センターグラウンドで、大野お花見会が開催され、家族連れなど多くの方が訪れました。

今年は気候の関係で、会場の桜はまだ蕾の状態でしたが、周陽室内合奏団の田村充さんのバイオリン演奏をはじめとするステージ発表や、フランクフルト、焼きそば、ジュースなどの販売、ポッチャやモルックなど盛りだくさんの内容で、参加者はみな春の陽気の中、楽しいひとときを過ごしました。



農業者年金で豊かな老後を

農業者年金は積立方式・確定拠出型の公的な年金制度で、国民年金に上乘せして積み立てることで、安心で豊かな老後を目指すものです。農業経営者だけでなく、その配偶者や後継者などの家族や農家のパートさんなども加入できます。

加入を希望される人は、平生町農業委員会またはお近くのJAにお問い合わせください。

●加入できる人（次のすべてに該当する人）

- ・国民年金の第1号被保険者
- ・年間60日以上農業に従事している人
- ・20歳以上65歳未満の人

●保険料（掛け金）

月額2万円～6万7千円（千円単位で自由に変更可能）

※国民年金の保険料は別途必要です。

※35歳未満で一定の要件を満たす人は、月額1万円から加入できます。

●年金の受け取り

受給開始時期を65歳から75歳の間で選択して、終身で受け取れます。（60歳からの繰上受給も可能）

●その他

- ・支払った保険料は全額社会保険料控除の対象です。
- ・加入者が80歳までに死亡した場合、死亡一時金が遺族に支給されます。

※詳細については、独立行政法人農業者年金基金のホームページをご覧ください。

平生町農業委員会（町役場産業課内）

☎56-7117



まちの話題

ご寄贈いただきました

今春、町内の幼稚園・保育園、小中学校に入る子どもたちに「交通安全に気を付け、勉学に励んでほしい」との思いから、山口県トラック協会、平生ライオンズクラブ、平生町観光協会から交通安全用品などの寄贈がありました。

このご厚意に対し、学校、園の関係者から「毎年寄贈いただきありがとうございます。子どもたちが元気で安全に通えるよう、大事に使わせていただきます」と感謝の言葉が伝えられました。

山口県トラック協会柳井支部からは黄色い雨傘とサイクルストロングライト



平生ライオンズクラブからは交通安全ワッペンとものさし



平生町観光協会からは「イタリアーノひらお」かんぱうくんリフレクターチャーム

令和6年能登半島地震災害義援金

3月8日に熊毛南高等学校 JRC 部のみなさんが浅本町長（日本赤十字社山口県支部平生分区長）を訪問されました。「地震で被害に遭った人たちの生活が少しでも楽になってほしい」と部活動で集めてきた募金を能登半島地震災害義援金としてお預かりしました。

また、窓口で医療法人光輝会様、竹内田鶴子様（西の町）、匿名の皆様方からも「被災地のために役立ててほしい」と募金をお預かりしました。お寄せいただきました義援金は、日本赤十字社を通じて、被災地の方々の生活支援に役立てられます。



森次 風歌さん（熊毛南高等学校 JRC 部 部長：写真中央）
三原 美緒さん（熊毛南高等学校 JRC 部 副部長：写真中央右）
棟近 由美さん（熊毛南高等学校 JRC 部 顧問：写真右）

被災地支援派遣職員を激励

令和6年能登半島地震の被災地支援のため、山口県から派遣されるチームの一員として総務課の長谷井康規主事補が派遣されました。派遣に際し、浅本町長から「身体に気を付けて頑張ってください」と激励され「一日も早く日常を取り戻すことができるよう全力で支援に取り組んでまいります」と決意表明がありました。

長谷井さんは、3月18日から3月25日までの間、被災地の石川県輪島市で住家被害認定業務を行いました。





作ってみんさい 食べてみんさい

平生町食生活改善推進協議会

アスパラ入り春雨スープ

春雨の歯ごたえとアスパラのうま味が溶け込んだ優しい味のスープです。

アスパラから発見されたアミノ酸の一種アスパラギン酸は、疲労物質である乳酸の分解や新陳代謝、たんぱく質の合成を促進し、疲労回復や体力アップに役立ちます。

また、穂先に含まれるルチンは、血管を丈夫にする働きがあり、高血圧予防に効果的です。

材料 4人分

グリーンアスパラ	塩……………	小さじ1/3
……4本(90g)	こしょう……………	少々
春雨(乾)……………	ごま油……………	小さじ1
鶏ガラスープの素(顆粒)	水……………	2と1/2カップ
……小さじ1/2		

作り方

1. アスパラは根元を切り、下から皮を3cmくらいピーラーでむいて、長さ5cmの斜め薄切りにする。春雨はキッチンばさみで食べやすく切る。
2. 鍋に水2と1/2カップとスープの素を入れ、中火にかける。煮立ったら春雨を加えて混ぜ、2～3分煮て、塩・こしょうをふる。アスパラを加えてさらに1～2分煮て、ごま油をふって火を止める。



柳井健康福祉センター相談日

(山口県柳井総合庁舎/☎22-3631)

- 骨髄バンク登録検査《要予約(前日まで)》
5月7日(火) 9:00～10:00
- B・C型肝炎抗体検査《要予約(前日まで)》
5月7日(火) 10:00～10:30
- 風しん抗体検査《要予約(前日まで)》
5月7日(火) 10:30～11:00
- HIV抗体検査《要予約(前日まで)》
※当日検査結果がわかります
5月7日(火) 13:30～15:30
- 心の健康相談《要予約(1週間前まで)》
5月21日(火) 13:15～13:45
- 思春期・ストレス相談《要予約(前日まで)》
5月28日(火) 13:00～16:00

まちの人口	世帯数	5,351	世帯(+18)	
	人口	10,904	人(+4)	
	2月29日現在	うち男	5,186	人(+3)
	住民基本台帳記載人口	うち女	5,718	人(+1)
() : 前月対比				

月間火災・救急発生状況

2月	火災			救急
	建物	山林	その他	
管内	0	0	4	284
町内	0	0	2	39

資料：柳井地区広域消防組合

月間交通事故発生状況

2月	人身事故(件)	死者(人)	傷者(人)	物損事故(件)
町内	2	0	2	20

資料：柳井警察署

広報ひらお3月号で掲載しました月間交通事故発生件数に誤りがありました。お詫びして下記のとおり訂正いたします。
誤)管内：物損9件 死者10人 傷者148人 町内：物損0件 傷者19人
正)管内：物損148件 死者0人 傷者10人 町内：物損19件 傷者0人

図書館 だより



暮らしの中に図書館を!!

平生図書館 ☎56-2310 【開館時間】9:00～17:15 図書検索・予約システム

【行事予定】4月20日(日) 古文書輪読会 [9:45/平生図書館]

【休館日】4月…22日(木)、29日(水)、30日(木) (月末整理日)

5月…6日(水)、13日(水)

【ホームページ(予約・検索可)】<http://www.town.hirao.lg.jp/kurashi/shisetsu/toshokan.html>



New 一般書

子どもの病気・救急ぜったい「これ知ってて!」

野村さちい 著

殺める女神の島

秋吉理香子 著

方舟を燃やす

角田光代 著

我撈もん

神尾水無子 著

君を守ろうとする猫の話

夏川草介 著

New 児童書

投資家と考える10歳からのお金の話

レオス・キャピタルワークス株式会社

ひふみ金融経済教育ラボ 著

日本の神々の物語

小沢章友 作

モジモジばあは、本のおいしゃさん

仁科幸子 作

どーん、じゃんけんぽん!

ひがしちから 作

おとなりのだれかさん

カーシャ・デニセビッチ さく

話題の窓

守護者の傷

堂場瞬一 (KADOKAWA)

神奈川県警の巡査部長・水沼加穂留は、民事裁判の対応をする訟務課へ異動し、弁護士資格を持つ新人・新崎大也と強盗犯グループへの違法捜査を問う裁判を担当することに。しかし法廷で、関与した警察官の嘘が暴露され……。



最大10万円を
補助します

地球にやさしい電気自動車の購入を応援します

～令和6年度電気自動車購入促進事業補助金のお知らせ～

町では、家庭からの地球温暖化対策の推進を目的として、電気自動車の購入経費に対する補助事業を行います。

●補助対象となる車 次の要件を全て満たす車

- ①電気自動車(搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源とする自動車)
- ②平生町に住民登録がある個人が新車として購入し、使用の本拠の位置が平生町内であること
- ③初年度登録または届出が令和6年4月1日以降であること

詳細はこちら▶

(電気自動車購入促進事業補助金)



●申請について

申請対象となる方や車両、申請期間や条件など補助金の詳細については、町ホームページでご確認ください。

閩町役場環境政策室 ☎56-7126

有害獣防除柵の設置に補助金を交付します

町では、イノシシやタヌキ、アナグマなどの有害獣による農作物の被害や生活環境の被害を防止するため、電気柵、フェンスおよびトタン板の設置に対し、補助金を交付します。

なお、申請には条件等がありますので、事前にお問い合わせください。

●補助対象

イノシシやタヌキ、アナグマなどの有害獣の被害防止を目的として、次のいずれかの土地に設置する電気柵・フェンスおよびトタン板の原材料費(鳥獣除けネットなどの耐久性が低いものおよび設置工事費は対象外)

- ①耕作中または耕作予定の土地(家庭菜園も含む)
- ②鳥獣の侵入により当該地または周辺地の生活環境に被害が生じた土地、または生じるおそれのある土地

●補助対象者 対象地の所有者または管理者

●補助金の額 柵の原材料費の2分の1(限度額3万円)

●申請に必要なもの 領収書(内訳が分かるもの)および位置図

※過去に同様の補助金を受けた人も申請できますが、予算の範囲内において、同一世帯の補助金申請は年度に1回限りです。

④鳥獣被害防止には、周辺の雑草の管理や、野菜や果樹を農地等に放置しないなどの取組みも併せて必要です。

閩町役場環境政策室 ☎56-7126

国民年金保険料の支払いは前納がお得

本年度の国民年金保険料は、月額16,980円です。

保険料の支払いは割引のある前納(まとめて前払い)がお得です。納付書は4月上旬に日本年金機構から送付される予定です。

支払方法	6カ月前納 【上期】4月～9月分 【下期】10月～令和7年3月		1年前納 4月～令和7年3月分		2年前納 4月～令和8年3月分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月現金で納付	101,880円	—	203,760円	—	413,880円	—
現金で前納	101,050円	830円	200,140円	3,620円	398,590円	15,290円

※2年前納の納付書は同封しておりませんので、希望する場合はご連絡ください。

※前納の納付期限は4月30日(火)(6カ月前納【下期】を除く)ですので、お早めにご手続きをしてください。

閩徳山年金事務所 ☎0834-31-2152

閩町役場健康保険課 保険年金班 ☎56-7115

町民福祉課の窓口を開設

- 開設日
第1日曜日（1月、5月は第2日曜日）
第3土曜日
 - 開設時間 9:00～12:00
 - 取扱業務
 - ・マイナンバーカードの申請サポート（写真撮影が無料）、交付、電子証明書の更新
 - ・住民票の写しの交付、戸籍謄抄本（除籍・改製原戸籍を除く）の交付、印鑑登録および印鑑登録証明書の交付
- 閩町役場町民福祉課 戸籍班 ☎56-7113

人権行政相談

- ※相談無料・秘密厳守
- 次回 5月13日
- どなたでもお気軽にご相談ください
- 相談日
毎月第2月曜日（休日の場合は翌日）
 - 時間（場所）
10:00～（平生まち・むら地域交流センター）
13:00～（佐賀地域交流センター）
 - 相談員
人権擁護委員、行政相談委員
 - 相談内容
 - ・人権に関わる悩みや困りごと
 - ・行政全般についての苦情相談ならびに意見や要望などについて

正しい知識で安心な消費生活

閩柳井地区広域消費生活センター ☎22-2125

スポーツジム等の契約トラブルにあわないために

相談 スポーツジムの無料体験に参加し、気に入ればその場で契約したいと考えているが、注意すべきことはあるか。

アドバイス 契約は当事者間の合意や規約の内容に従うことになるので、後々のトラブルにならないように、規約は契約前に必ず目を通し、不明な点は相手方に説明を求めよう。

ワンポイント 近年、スポーツジムやパーソナルジム、ヨガ教室などに関して「契約後、よく考えると料金が高いと思い店舗に解約を伝えると、コース開始前でも違約金を請求すると言われた」等の相談が寄せられています。

スポーツジム等の店舗で交わした契約には、原則クーリングオフ制度が適用されません。

事業者からの勧誘が断りにくかった、契約を急かされた等のため、後で解約するつもりでとりあえず契約をしたことにより後々のトラブルにつながるケースがありますので、その場で安易に契約することは避け、慎重に判断しましょう。

不安なことがあれば、迷わず柳井地区広域消費生活センターに相談してください。

柳井警察署だより

「うそ電話」がかかってきたら・・・

- 「警察です。犯人を捕まえたらあなたの個人情報が漏れていました！」
→口座の捜査、カードの再発行、交換を理由にキャッシュカードを取りに来る。
- 「クレジットカードが不正利用されています！」
→口座を調べると言って、キャッシュカードを取りに来る。

これらは、昨年、山口県内で実際にあったうそ電話詐欺被害の手口です。キャッシュカードはとても大切なものです。警察が預かることはありません。警察官や銀行などを名乗る人から「キャッシュカードを預かる」という電話を受けたら、まずは電話を切って、家族や知人、警察に相談しましょう。



閩柳井警察署 ☎23-0110

No.307

生涯学習推進だより

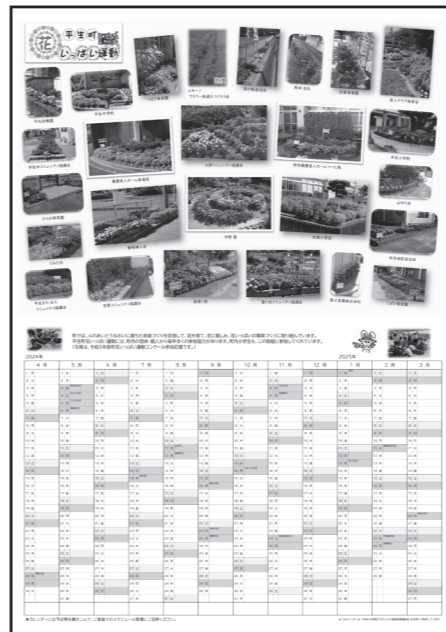
花いっぱいカレンダー

生涯学習推進協議会



平生町生涯学習推進マスコット「マナビット」

平生町では、昭和63年から自然や生命体とのふれあいを目指し、町内を美しい花でいっぱいにすることを目的として「平生町花いっぱい運動」を行っています。花いっぱい運動では、多くの地域の方や学校にご協力いただき、1年間を通して美しい花々が町内のさまざまなところで咲き誇っています。夏には生涯学習推進協議会でコンクールを実施し、応募していただいた花壇を審査し、秋の生涯学習表彰式で表彰を行っています。



【お詫びと訂正】

3月22日のお知らせ版で配布した花いっぱいカレンダーの一部に誤りがありました。お詫びを申し上げますとともに、次のとおり訂正します。
◆訂正箇所（4月の祝日表記）
誤）4月28日回 → 正）4月29日回

の方々及管理されている花壇の写真を掲載した「花いっぱいカレンダー」を作成し、町内すべてのご家庭に配布しました。美しい花壇の写真もお楽しみいただきながら、ご活用いただければ幸いです。

花いっぱい運動コンクールは今年度も実施します。ご自宅や団体で素敵な花壇をつくられていた皆様方にぜひご応募いただきたいと思っております。

平生町を花でいっぱいの美しいまちにするために、多くの皆様のご協力をお待ちしています！

地域おこし協力隊

菅野久美子

の活動日誌



オリーブの収穫を見据えた準備（苗木植え）

満開だった桜も散り、新年度が始まりました。オリーブの木も、暖かくなり始めた3月上旬から剪定（せんてい）を行い、余計な枝葉を除いたことで、全体に陽が当たるようになりました。たくさんの花芽をつけてもらうため、4月の初めに栄養バランスよく有機肥料を撒いたので、これから新たな葉をつけぐんぐん大きくなってくれることと思います。

さて、最初にオリーブを植樹してから今年で5年目を迎えますが、これまでに、台風による倒木や、オリーブの天敵であるオリーブアナアキゾウムシが入ってしまったりして残念ながら枯れてしまった木があります。

先日、それらに代わり、新たな木を補植しました。植える前には枯れてしまった原因を整理し、同じことを繰り返さないよう、土壌の水はけなどをチェックしました。

状態によっては、全く同じところではなく少し場所を変えたところに新たに盛土を作り、新しい苗木を植えていきます。

まだ若い木を植えますので水やりが必要になったりと、すでに活着している他の木とは違うケアが必要になりますが、しっかり根付いて数年後にはたくさんの実をつけてくれるよう、大切に育てていきたいと思っています。

閩町役場産業課 ☎56-7117



情報

伝言板

じょうほうでんごんばん

試験・募集

やないファミサポセンターの
会員を募集しています

やないファミサポセンターの
センターでは、依頼会員（子育て
のお手伝いを依頼したい人）
と提供会員（子育てを応援して
くれる人）を募集しています。

●会員種別

【依頼会員】 子育て中の人（対象
となる子：中学生以下）

【提供会員】 子育ての援助ができ
る人

【両方会員】 依頼会員と提供会員
を兼ねる人

●主な援助活動 保育施設や習い
事の送迎、冠婚葬祭や放課後の
子どもの預かりなど

※発熱や体調不良などの症状が
ある場合、利用をお断りするこ
とがあります。

●会員登録料 無料

●利用料（1時間あたり）

【平日】 600円（午前7時～午
後7時）

【平日の早朝・夜間】 700円

【土日祝】 700円（午前7時～
午後7時）

☎：申込み先 ☎：問合せ先

【町ホームページ】 <http://www.town.hirao.lg.jp/>

【土日祝の早朝・夜間】 800円

◇おしゃべりサロン（要申込）

●日時 5月15日 午前10時～
11時30分

●場所 柳井市総合福祉センター

●内容 ハートののれんを作ろ
う

●定員 未就園児の親子/10組

●参加費 50円（材料費）

●申込方法 5月8日 10時までに
電話で申し込んでください。

☎ 囲園やないファミサポ・サポ
ト・センター

☎（23）0668

お知らせ

不正大麻・けし撲滅運動

4月1日から6月30日まで
「不正大麻・けし撲滅運動」を
実施します。

大麻の中で、乱用されて社会
問題となるのが、けしから取れ
るアヘンやモルヒネです。

けしの中でも、「おにげし」や
「ひなげし」などは、大麻成分を
含んでおらず観賞用として植え
ても良いのですが、「ケシ（ソム

下水道の水洗化はお早めに

下水道本管工事が完成し、下水道が使用できるようになった区域では、3年以内に水洗トイレに改修し、台所、風呂場、洗面所などからの生活排水は、遅滞なく下水道に流れるよう排水設備を設置しなければなりません。

●どんな工事が必要？

排水設備とは、台所、風呂場、トイレ、洗面所などから出る生活排水を下水道（公共ます）まで流すための排水管やますなどの設備です。設置工事は建築物の所有者に義務付けられており、宅地内に設置するため工事費は自己負担となります。所有者以外の人でも工事をすることはできませんが、所有者の同意が必要です。

●工事は指定工事店で

排水設備工事は、必ず町の排水設備指定工事店に直接工事の依頼をしてください。指定工事店がわからないときは、町公式ホームページ(右のQRコード)をご覧ください。建設課にお問い合わせください。



☎ 町役場建設課 下水道班 ☎56-7118

窓口での手続きが簡単になります！ （書く手間を省きます）

マイナンバーカードなどを利用し、職員が聞き取りながら申請書を作成する「書かない窓口」をはじめました。下記お手続きの際には、マイナンバーカードをお持ちのうえ、ご利用ください。



【実施窓口】

町役場1号棟1階

町民福祉課窓口

【対応している申請書の種類】

マイナンバーカード、住民異動、住民票・印鑑登録証明、戸籍に関する申請書、児童手当関連、葬祭費関連 など

☎ 町役場デジタル推進課

☎56-7125

※申請内容の詳細については、町民福祉課戸籍班（☎56-7113）にお問い合わせください。

令和6年度 平生町人事異動

職名・氏名（旧所属・職名）
※職名は主査以上のみ記載

ニフェルム種）、「アツミゲシ（セティゲルム種）」、「ハカマオニゲシ」は麻薬成分を含んでおり、勝手に植えることはできません。

●異動（4月1日付）

【議会事務局】
宮地 恵三（田布施・平生水道企業団出向）

【総務課】

課長補佐管財班長事務取扱 南木賢寿（建設課課長補佐）
▽村竹 章吾（環境政策室）
▽植田 莉緒（地域振興課）

【地域振興課】

地方創生班長 久保 真大（税務課）
▽主査 服部 奈央美

【町民福祉課】

服部 洋司（健康保険課）
▽平川 勝秀（総務課主査）

【税務課】

主査 加村 直子（議会事務局出向）
▽主査 松本 康宏

【産業課】

主幹 山崎 好博（建設課長）
▽課長補佐農林水産班長事務取扱 清水 寛次（地域振興課地方創生班長）

【建設課】

課長 河村 武（産業課課長補佐）

【柳井地域広域水道企業団】 中村 泰樹（総務課）

●採用（4月1日付）

総務課 森脇 聡真▽地域振興課 吉仲 裕章▽税務課 西村 珠里菜▽税務課 玉寄 舜介▽健康保険課 清水 達稀▽健康保険課 菊地 楓生▽産業課 村川 晃也▽建設課 河村 侑花▽建設課 橋本 拓磨▽佐賀保育園 田西 陽愛▽教育委員会出向 安村 翔汰

●再任用（4月1日付）

教育委員会学校教育課 河島 建

●退職（3月31日付）

産業課農林水産班長 影畑 克記▽建設課 藤井 裕哉▽建設課 安永 達弥

< 以下は広告欄です >

< 以下は広告欄です >

まちのカレンダー

4月

16	より健康になるための体操教室 [11:00/大野]
17	こころの健康相談（要予約） [13:30/平生まち・むら]
18	
19	育児学級（要予約）[9:30/平生まち・むら]
20	休日窓口（住民票・戸籍・印鑑証明・マイナンバーカード（申請支援・受取）） [9:00～12:00/町役場町民福祉課] ら・ら・ら みんな食堂（要予約） [11:30/ゆうなん子ども家庭支援センター] 体育館開放日 [8:30～12:00]
21	
22	
23	
24	町長と語る会（要予約）[18:00/町役場町長室]
25	
26	
27	体育館開放日 [8:30～12:00] 陶芸教室 [13:30/竪ヶ浜]
28	
29	
30	

ミュージックチャイムの曲名

6時

【4月】春の小川

【5月】

茶つみ

正午

平生町の歌

17時

夕やけこやけ

※予定表のため、変更となる場合があります。
※町長と語る会は、実施1週間前までにご予約ください。
☒：地域交流センター

5月

1	水
2	木
3	金
4	土 体育館開放日 [8:30～12:00]
5	日
6	月
7	火 認知症カフェあいあむ [13:30/ふれあいまちづくりセンターあいあむ]
8	水 離乳食学級（要予約）[9:30/大野]
9	木 ヨガ体験教室 [10:00/曾根] 1歳6カ月児健康診査 [13:20/平生まち・むら]
10	金
11	土 体育館開放日 [8:30～12:00] 陶芸教室 [13:30/竪ヶ浜]
12	日 休日窓口（住民票・戸籍・印鑑証明・マイナンバーカード（申請支援・受取）） [9:00～12:00/町役場町民福祉課]
13	月 人権行政相談 [10:00/平生まち・むら、13:00/佐賀]
14	火
15	水 こころの健康相談（要予約） [13:30/平生まち・むら]

平生町民憲章

わたしたち 平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。

- わたしたち 平生町民は
- 1 自然を大切に 環境をととのえ 美しいまちをつくります
 - 1 スポーツに親しみ きまりを守り 健やかなまちをつくります
 - 1 思いやりと 感謝の心もち 温かいまちをつくります
 - 1 勤労をとうとび 活力にみちた 豊かなまちをつくります
 - 1 文化を創造し 若い力を育て 伸びゆくまちをつくります

環境と自然の恵み つないでく
みんなで守る 美しさあふれる平生町

標語最優秀作品

平生小学校6年 大本 心奈

美しいまちをつくります
ポスター・標語
※学校名・学年は受賞時(令和5年度)のものです。
ポスター最優秀作品



おとな(15歳以上)の救急医療電話相談

☎#7119 [毎日24時間]
または☎083-921-7119
内容：おおむね15歳以上の急患や疾病に関すること

こども(15歳未満のお子さん)の救急医療電話相談

☎#8000 [毎日19:00～翌8:00]
または☎083-921-2755
内容：15歳未満の子どもの急患や疾病に関すること

こころの救急電話相談 (山口県立こころの医療センター)

☎0836-58-4455 [24時間対応]
内容：精神科受診など早急な対応に関するご相談を、ご家族やご本人からお受けします。(精神病、うつ病などこころの病気による混乱した言動、ひきこもり、自殺願望など)

休日や平日夜間の医療案内

柳井地域休日夜間応急診療所
[柳井市中央1丁目10-17]
☎22-9001
(診療時間内のみ)
※応急的診療のため、専門的な診療や検査を受けられない場合があります。
※受付は診療終了時間の30分前までです。



区分	診療日	診療時間
休日	日曜日・祝日、盆(8月15日)	9:00～12:00
昼間	年末年始(12月30日～1月3日)	13:00～17:00
平日	月～金曜日	19:00～22:00
夜間	※休日・土曜日の診療はありません	

町内の施設でフリーWi-Fi(公衆無線LAN)が使えます

施設を利用する人に使っていただけるよう、新たに4つの施設にフリーWi-Fiを設置しました。無線LANに接続できるスマートフォンやパソコン等で利用できますのでご利用ください。

- 【フリーWi-Fi設置施設】 ★…新たにフリーWi-Fiが使用可能となった施設
★ひらお特産品センター ★平生図書館 ★平生中央児童館 ★佐賀児童クラブ(佐賀小学校内)
・平生まち・むら地域交流センター・宇佐木地域交流センター・竪ヶ浜地域交流センター・大野地域交流センター
・曾根地域交流センター・佐賀地域交流センター・平生町体育館・町役場本庁

※平生まち・むら地域交流センター、平生町体育館、佐賀地域交流センターのフリーWi-Fiは「やまぐちFree Wi-Fi」から「FREESPOT」に変更しました。

【利用方法】

スマートフォンなどのWi-Fi設定画面でSSID(FREESPOT)に接続し、メールアドレスまたはSNSアカウントを登録します。(各施設に接続ガイドがあります)

【利用料】

無料(1回30分、1日10回まで) ※利用時間、回数は変更する場合があります。
囃町役場デジタル推進課 ☎56-7125



令和6年度の児童扶養手当額(月額)について

全国消費者物価指数(※)が前年に比べて上昇したことにより、令和6年度の児童扶養手当が増額されます。
※家計の消費(財やサービスの総額)費用の変化を数値化したもの 囃町役場町民福祉課 ☎56-7113

		令和5年4月～	令和6年4月～
第1子	全部支給額(前年度との差額)	44,140円	45,500円(+1,360円)
	一部支給額(前年度との差額)	44,130円～10,410円	45,490円～10,740円(+1,360円～+330円)
第2子 加算額	全部支給額(前年度との差額)	10,420円	10,750円(+330円)
	一部支給額(前年度との差額)	10,410円～5,210円	10,740円～5,380円(+330円～+170円)
第3子 以降 加算額	全部支給額(前年度との差額)	6,250円	6,450円(+200円)
	一部支給額(前年度との差額)	6,240円～3,130円	6,440円～3,230円(+200円～+100円)

わが家のアイドル お誕生日おめでとう！

次号の
「わが家のアイドル」
締切は
4月19日金！
5月生まれのお子さんの
応募をお待ちしています！

- 対象 広報発行月に誕生日を迎える町内在住の小学校入学前（満1歳～満6歳）のお子さん
- 申込方法 メールで①、②を提供してください。
①お子さんの名前（ふりがな）、生年月日、性別と保護者の氏名、住所、連絡先 ②写真データ
※写真は、掲載を希望する保護者から提供してください。
岡町役場地域振興課 ☎56-7120 メール：hirao1@town.hirao.lg.jp
※件名を「わが家のアイドル申込み」としてください。

長～い巻きずしを 作りました

3月3日に、大野地域交流センターで町子ども会の主催でお楽しみ会が開催され、町内の子どもたちと家族など41人が参加しました。

この日は、町子ども会オリジナルレシピである平生町産ブルーベリーを使った『きらきらブルーベリー巻きずし』の調理に挑戦しました。ブルーベリーを加えた色鮮やかな酢飯とたまご・きゅうり・カニカマをのりの上に乗せて、参加者全員で息を合わせてのりを巻き、無事に長～い巻きずしが完成しました。巻きずしの調理後には、役員のみなさんが準備した豚汁やデザートと一緒に試食を行い、子どもたちからは「巻くときに他の人に手伝ってもらえてうれしかった」「ブルーベリー色だったけど、ブルーベリーの味はあまりなくて、普通のお寿司の味がしておいしかった」などの感想がありました。

食事の後にはニュースポーツ（インドア・クップ）も楽しみ、参加者は大満足でした。



道路の異状を発見したらお知らせください。

